発行

公益社団法人

日本柔道整復師会

発行人 伊藤述史

編集人 山﨑邦生

## オンライン請求導入議論を進める一方

## 療養費を確実に施術管理者へ

第23回柔道整復療養費検討専門委員

からは三橋裕之・

# 公的関与の 組 み概

際ビルコンファレンススクエア」にてオンライン会 ついてのこれまでの議論及び今後の議論の進 支払いが行われる仕組 実に支払うため「公的な関与の下に請求・ 会 により開催された。 が7月4日(木)、午後3時から「日比 柔道整復療養費検討専門委員会 概ね賛成が得られ 今回は療養費を施術管理者に み、オンライン請求の導入に ( 以 下、 審査・ 谷国 委

8月 内容および 事務局) 初めに厚労省側(以下、 柔整会館から出 術者代表委員として日 長尾淳彦 人保険 議論に入った。 方を整理 6 趣旨が 日 以降 部長 両副 から「令和3 今後の議論 会長、 述 する」との 議 の3名が 論され べら した。 伊

オンライン請求の開始 まず、三橋委員 8 日にも発言したが 年 · 4 月 からと が う

改めて発言した。. の仕組みを検討す 承する・ 議論の う局 務局 することが 員 重要と考えている」と 仕組みを検討すること  $\hat{\mathcal{O}}$ からも協定と契約とい から 無理 長 間 方向 進 通 確実に支払うため の療養費を施術管 示された今後 知 が  $\otimes$ なあり、 方について了 に基づき実施 である旨 重 要とし、 伊藤委 導 1を伝 入ま 事

オンライン請求について 社 会全体 者側 委員 作の方向 から 性 は

> するに当たっては、 最優先課題と考えて 把握が非常に重要であり、 も必要であるとの 率的であるかなどの きく変えることになる。 の発言があった。 ŋ, 現場実態や業務実態 して進めていくことを ロセス、ルー えれば必 さらに今後検討 コスト面 状の在り 考え方 を明確 方を大 発言 皿でも 現状 いる 検 لح

今後、 ルー 門委員会に制度としてど えでスケジュールを示し てほしい。ワーキンググ 案があると考えている。 保法第87条を逸脱した提 から提案がなされている ることについて、 オンライン請求を導入す 言があった。 a 計画的 なは、 が良いと考えるとの発 あるべきかを検討する れ難いものもあり、 また、 プでは技術的 保険者としては受け 課題を検討するう 公的な関与の 記言 他の保険 事務局 nな こと 検 者 下に 討 健

、務的なことを検討し くワー 審查支払機関 キングには、 玉

事

登録

され

ことで、2

側 必要となるので、ある程ながら進めていくことが のような前提があるうえ度時間が必要となる。そ 務を担っている47 事であり、  $\otimes$ に大切である。 でも発言してきたように の発言があり、 方について合意すると の国保連合会とも 作っていくことが ステム作りは大きな仕 ŧ 提示された今後 要所で合意形 加 させてい 慎重かつ確実 また、 これ 成 都 ただく をし 非  $\mathcal{O}$ 

要

府

承された。 進め方」 発言があった。 最終的に につい 「今後 7 0 は了 議

 $\mathcal{O}$ 

明があり、 払うための仕組み」に 11 を施術管理者に確実に支 導入までの間の「療養費 て事務局 示され議論に入った。 次に、オンライン請 その対応 から資料 0 求

確にしてはどうかと 部委託できない業務 する団体を厚生労働省 者が請求代行業務 つ目は施術管理 (案) については、 つつ目は た 団 者が 施 を 体 を 術 V . う 明 外

対応

とが必要であると発 協定と契約 守すべき

進

知に基ずく受領委任協定ではなく、原点に戻り通 員から提案された請 る」と断言 と契約を遵守すべ 体を登録するようなこと るべきことは、 からも、 三橋委員から「まず (次ページに 健 きであ 昭 伊 保 藤 求 連 委 寸

そのような認識を持 きことであり、 この対応案に **(**4) 尾委員は、 までは 施術管理者が **(**次ペ ージの 対応策  $\widehat{\underline{1}}$ 各委員 0 では 表 は

常

限

定

してはどうかと

実

やるべ つこ

2面	検討専門委員会 今後の議論の進め方
3面	令和4年度第3回 理事会
4面	第31回日整少年柔道大会トーナメント表

なことであれる。また、 支払基: とに  $\mathcal{O}$ えるなどの 資料を作る 要となる えて 1 保险 ざま て 1 がら は え、 対 最 て 賛 仕 保 術 確 ま て 立の イてし、 後に、 は 成す 組み は請 険 5 11 者 必要だと認 実に支払 協 て、 全金に 検討 くことが 求を先取 1側で合意形 なる に  $\mathcal{O}$ 要 者 戻 定 つい る。 ź٠ を作ることを れることが重 る。 後 件 側 間請 委員 発 対 振込 が、 委員 座 他 求が 個 成するように  $\mathcal{O}$ を 言が さらに、 ては <sub>が</sub>取 議 長 L 員 厳 応 てくこと  $\mathcal{O}$ 11 が  $\widehat{\underline{2}}$ りり、 保 は 統 保 論 要 カン 必 保 か 識 を 導 カン 課 必 ŋ لح カコ (案) 険者 あ 険者が うするこ が ŗ しするこ 合で 入さ 要と 6 事 オ 5 成 険 管 扱の  $\mathcal{O}$ 題 6 女と考 0 ンラ をし 者委 た 務 て を 確 状 つに前 き 他 が 側 れオ を況

#### 【今後の議論の進め方】

- 3月 24 日の専門委員会において、事務局から「令和8年度から、審査支払機関が施術管理者からオンライン 請求を受け付け、審査支払機関が施術管理者に療養費を支払う工程表(案)」が示されたところ、保険者側、 施術者側ともに、令和8年度の導入は難しいという意見であった。
- 他方で、社会全体や医療分野のデジタルトランスフォーメーションが進められる中で、療養費の施術管理者への確実な支払い、請求代行業者の不正防止、オンライン請求による施術所や保険者の事務の効率化、審査の質の向上等を図るため、柔道整復療養費について、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みとし、オンライン請求を導入することは重要である。
- このため、令和4年度において、施術所のレセコン導入状況等や国保連合会の業務実態等を把握し、オンライン請求における審査支払いの標準的な業務フロー・実務的課題※等について実務者等で検討を行い、それらの検討状況等を踏まえ、引き続き、専門委員会において、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組み、オンライン請求の導入について検討を進めることとする。
- ※ 申請書記載項目、添付資料、記録条件仕様、施術·部位等のコード、施術機関コード、患者署名、チェックマスタ等
- また、オンライン請求導入までに一定の時間を要することから、それまでの間の「療養費を施術管理者に確実 に支払うための仕組み」についても、専門委員会において、引き続き検討する。

#### オンライン請求導入までの間の「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」の対応策(案)

対応策(案)	見込まれる効果	課題
(1) 施術管理者が外部委託できない業務を明確化 ・ 受領委任協定・契約を改正し、施術管理者は、以下の業務 を外部委託できないことを明確化する。		
① 療養費の支払いを受けること ・保険者から療養費の支払いを受ける口座は、施術管 理者名義の一つの口座とする。	・ 請求代行業者による不正事例により、 療養費が施術管理者に支払われない ことが防止される。	・保険者の事務負担、振込手数料負担 の増
② 支給申請書の返戻の送付を受けること ・ 保険者からの支給申請書の返戻の送付先は、施術管 理者の施術所の所在地とする。	・ 施術管理者が知らないまま、請求代 行業者により、支給申請書の修正等 が行われることが防止される。	・保険者の事務負担、郵送料負担の増
③ 支給申請書の作成 ・ 支給申請書は、施術管理者が作成する。	・支給申請書の作成や施術録の記載・管理を請求代行業者が行い、施術管理者が知らないまま、不正な請求につながっている場合があると指摘されている中で、施術内容に即した適正な支給申請や施術録の記載・管理が行われるようになることが見込まれる。	・施術所の事務負担
<ul><li>④ 施術録の記載・管理</li><li>・ 施術録は、施術管理者及び勤務する柔道整復師が記載し、開設者及び施術管理者が保存する。</li></ul>		
(2) 施術管理者が請求代行業務を委託する団体を厚生労働省に事前登録された団体に限定 ・ 受領委任協定・契約を改正し、請求代行業務を行う団体の登録要件を定めて、施術管理者が請求代行業務を委託する団体を厚生労働省に事前登録された団体(厚生労働省ホームページに掲載)に限定する。	・ 施術管理者が請求代行業務を委託 する団体(請求代行業務を行う団体) について、一定の質の確保が図られ る。	<ul><li>・請求代行業務を行う団体の登録要件、 登録方法、指導方法等の検討</li><li>・請求代行業務を行う団体が不足する 場合は、保険者の事務負担、振込手 数料負担、郵送料負担の増、施術所 の事務負担の増</li><li>・行政の事務負担の増</li></ul>
(登録要件(例)) ・ 柔道整復師を主たる構成員とする団体であること ・ 構成員に医療保険の研修・指導を実施していること ・ 構成員に不正・不当な請求を行わせていないこと ・ 定款を定めていること、決算書を公開していること ・ 役員から反社会的勢力が排除されていること等		13000 71000011001

日

設立

70

周

年記念事

/ます。

を含め

織

化

を

## 日整アンダー40トーク(仮称)を発足

#### 全都道府県保険部長との連絡会議 (オンライン)

会長就任後、

タ

取り組みである。

具

体

より40歳以下の柔道

整

を選抜し、

今後の

日

には、

目整各ブロ

ック

き

、人材の

確

保を図るため

令和4年度第3回理事会

## の連絡会議(オンライン)」、 40トーク(仮称)」、「全国各都道府県保険部長との たな柔道整復師業界の確立を目的とした「日整アンダー 第3回理事会を日本柔整会館で開催し、将来に向け新 人設立70周年記念事業」、 7 月 27 日 来年11月に実施予定 (水) 午後1時から令和4年度の

会員 目 線 の

などの案件を承認可決した。

来年11月「日整社団法

ぉ

願いしま

す」と挨拶

ともご協力のほどよろし いと思っています。

今後

は大変お世で藤述史会長で 総会で会長に就 殿の冒頭、 感謝を申 話に は、 し上げ なり、 任した伊 「総会で 通

たときに、これから 会の席上 いりたいと申 る、 協力しなが は躊 守るべ で挨

ように 定 け に いるというスカのはしっかり 0 思 ス せ ŧ れ 日 をし 抜 整 で 書 ば 実行 卜 なら 本 V 任 -ピック どん ま 的 てある ま 料 ・ます。 な 見 金 す て な 制 L 改

主な承認 整ア ンダー 可 決

牽引する力になる有能 0 向け新たな柔道整復業 (仮称) 確立を目指

交換 なると人材が見つからしかし、アンダー40 繋げることを目的とし まな意見 の 業務発展 組 の場を設 集 改革と発 約を募り、 のために 意見

公開 イン会議というかたち 恐らく40 復 師 アンダー 歳以下 所 を超えて す -でオン んる部 40 だけ

が都道

府

県

お  $\mathcal{O}$ 

な解決

報

提

供

共

有

諸

問

題

をしながら、

情報を

っかりと皆さんと議

し、目線を会員に向

けた

で全国から募る方向

で

れた。

り、

致

で承

認さ

図ることを目的

とし

織運営をしてまい

ŋ

後は2か月に1 スで日整と都道府県柔 ていない状況を鑑み、 る情報が速やかに伝わ 一復師会保険部長とオ イン) インでの会議を行 保険部長等に 長との連絡会議 「全国各都道府 案」については、 度 保険に係 のペ 温泉保 (オン 今 0

強化に繋がることを強

会員目線

施策が組

念事業を来年11 承認され ついては、

5 3 ) する予定で承認され 年を迎えるため、 で調整することも併 人として設立され 日整は 11 日程や開 0 2 3 月 昭 9目 和 総務部 28 月に 年 て以 で 70 その 催 社  $\widehat{1}$ た。 実 場 4 来 任所 施 記周 法

全国11ブロックより選出(各ブロック別より1名と する。ブロックの人数によっては2名可)

## 【開催】

開催は年1回とする(12月を予定)

## 【方法】

オンライン会議とする

## 【管轄】

管轄は日整総務部とする

## 日整アンダー40トーク(仮称)

#### 【資格】

【選出】

とである

道府県

柔

というのが現状とのこ

日整会員であること (勤務柔道整復師でもよい)

